

厚真町財務会計システム購入
公募型プロポーザル実施要領

厚真町

令和 6年 7 月 10 日

目次

1.	事業の概要	- 1 -
2.	参加資格要件.....	- 1 -
3.	スケジュール.....	- 1 -
4.	参加表明書の提出等.....	- 2 -
5.	質問及び回答.....	- 2 -
6.	提出書類及び評価方法.....	- 3 -
7.	参加の辞退及び失格事項	- 5 -
8.	受託候補者の選定、通知及び公表.....	- 5 -
9.	契約に関する基本事項.....	- 5 -
10.	その他 注意事項等	- 6 -
	厚真町財務会計システム購入公募型プロポーザル評価要領	- 7 -

1. 事業の概要

(1) 目的

本町において使用している財務会計システムの更新を行う。新システムについては、操作性や機能性に優れ、電子決裁等を用いた事務の効率化による職員の負担軽減が実現可能であるシステムの導入を目指している。

この更新に際して、実績豊富な財務会計システムの購入業者を採用し、円滑かつ支障なく適正に更新を実施することを目的とする。

(2) システム名 財務会計システム

(3) 仕様 厚真町財務会計システム購入仕様書 のとおり

(4) 履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで

(5) 予算額 59,576,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内

(6) 担当部署 厚真町 総務課情報防災グループ

電話：0145-27-2481 FAX：0145-27-2328

E-mail：kanbou@town.atsuma.lg.jp

2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者(以下、「提案者」という。)は、単独企業または業務を共同連帯し受託するため2以上の者を構成員として結成された共同企業体によるものとし、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。共同企業体については、その構成員が共同企業体に関する協定を結ぶこととし、次に掲げる事項の全てをその構成員が満たすこととする。

- (1) 令和6年度厚真町入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 厚真町から指名停止の措置を現に受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定にいずれも該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 厚真町契約等に係る暴力団等の排除措置要綱(平成25年1月1日施行)に該当しない者であること。
- (7) 本町と同規模以上の自治体において、財務会計システムの導入及び運用実績を有している者であること。

3. スケジュール

①	実施要領等の公表・配布	令和6年7月10日(水)
②	実施要領等に関する質問受付 期限	令和6年7月17日(水)午後5時まで

③	上記に対する質問回答日	令和6年7月19日(金)
④	参加表明書の提出期限	令和6年7月23日(火)午後5時まで
⑤	参加資格確認結果の通知及び 企画提案書の提出要請	令和6年7月25日(木)
⑥	企画提案書の提出期限	令和6年8月2日(金)午後5時まで
⑦	プレゼンテーション及びヒア リング審査	令和6年8月9日(金)
⑧	審査結果の通知	令和6年8月中旬
⑨	仮契約締結	令和6年8月下旬
⑩	契約締結	令和6年9月

4. 参加表明書の提出等

プロポーザルに参加しようとするものは、以下に示す書類を期限内に提出すること。

(1) 提出書類と提出部数

- ア 参加表明書（様式第1号） 1部
- イ 参加表明事業者概要調書（様式第2号） 1部

(2) 提出方法

- ア 提出期限 令和6年7月23日(火)午後5時まで
- イ 提出方法 電子メールにて提出し、メール送信した旨を「1の(6)」に電話連絡すること。なお、件名は参加表明書の提出とわかるように記載すること。

ウ 提出先 1の(6)に同じ

(3) 提案者の決定及び通知

提出された参加表明書等の内容を審査し、その結果について令和6年7月25日(木)までに次に掲げる事項を記載した審査結果通知を電子メールにて提出者宛てに通知する。

- ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨
- イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨、その理由

5. 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問書の提出については次のとおりとする。

(1) 提出書類と部数

- ア 質問書（様式第3号） 1部

(2) 提出方法

- ア 提出期限 令和6年7月10日(水)から7月17日(水)午後5時まで
- イ 提出方法 電子メールにて提出し、メール送信した旨を「1の(6)」に電話連絡すること。なお、件名は質問書の提出とわかるように記

載すること。なお、質問書の提出及び連絡は、上記提出期間内の午前9時から午後5時までとする。

ウ 提出先 1の(6)に同じ

(3) 回答方法

令和6年7月19日(金)までに質問者あて電子メールで回答するほか、厚真町公式ウェブサイト上に掲載する。この場合、質問者の事業所名や氏名は公表しないものとし、また回答書に記載した内容は実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

6. 提出書類及び評価方法

参加資格が認められた参加者を対象に、企画提案書等の提出を求めるほか、企画提案内容のプレゼンテーション及びヒアリング審査(以下「ヒアリング審査等」という。)を実施する。

なお、ヒアリング審査等の詳細な実施日時及び会場については、参加者に別途通知するものとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届(様式第4号)

イ 企画提案書(任意様式)

※「厚真町財務会計システム購入仕様書」に基づき作成すること。また、下記の事項については必ず記載すること。

番号	項目	記載すべき事項
1	会社情報	・会社情報 ・財務会計システムの導入実績
2	提案システムの概要	・システムの機能構成 ・システムの特徴 ・システムの拡張性・将来性 ・セキュリティ対策
3	業務管理体制	・導入体制 ・導入スケジュール ・制度改正時の対応方針、システム改修費の考え方
4	運用・保守体制	・運用・保守体制 ・障害発生時の対応
5	その他	・本町に最適と思われる独自提案

ウ 参考見積書(様式第5号もしくは任意様式でも可)及び内訳書(任意様式)

※内訳書(任意様式)にはハードウェア、ソフトウェア、作業費、回線初期費用等を

含めること。

エ 機能要件一覧（様式第6号）

オ 導入後5年間にかかる参考見積書（任意様式）

(2) 提出部数 紙媒体（1部）

PDFデータ（CD-RまたはDVD-R 1部）

(3) 提出期限 令和6年8月2日（金）午後5時 必着

(4) 提出方法 郵送（提出期限内に必着とし、書留郵便等の到達が確認できる郵便とする。）より提出すること。ただし、やむを得ない場合に限り直接持参による提出も可とする。

(5) 提出先 1の（6）に同じ

(6) 作成上の注意事項

ア 提出資料の用紙サイズは、A4判横とすること。

イ 企画提案は、1企画提案者につき一つ限りとする。

ウ 企画提案内容の文書の補完のために、画像やイラスト等を用いることを可とする。

エ 企画提案書等については、後述するヒアリング審査等における説明資料とする。（ヒアリング審査等の当日は、提出済みの企画提案書以外の資料等の配付は認めない。）

(7) ヒアリング審査等

企画提案書等に係るヒアリング審査等は、次により行うものとする。

ア ヒアリング審査等は、技術提案者ごとの呼び込み方式とし、持ち時間は90分以内（プレゼンテーション60分、質疑30分以内）とする。

イ ヒアリング審査等は、提出された企画提案書等に記載された提案内容の範囲で行うこと。なお、追加資料の配付等は認めないものとする。

ウ ヒアリング審査等では、パソコンの使用を可能とするが、使用するパソコンは企画提案者が用意し、自ら操作すること。なお、パソコンの設置準備時間は持ち時間から除く。（※プロジェクター及びスクリーンは、町が用意する。）

エ ヒアリング審査等の説明者は、説明者及び補助者を合わせて4人以内とする。

オ ヒアリング審査等の日時、順番は、参加者あてに別途通知する。

カ ヒアリング審査等を欠席した場合は、企画提案書等の審査、評価及び特定から除外する。

(8) 審査方法

審査方法については、厚真町財務会計システム納入業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）によるヒアリング審査等を経て、厚真町財務会計システム購入公募型プロポーザル評価要領（以下「評価要領」という。）に基づき、企画提案書等についての総合評価を行うものとする。

7. 参加の辞退及び失格事項

参加表明書又は企画提案書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退したい場合は、あらかじめ当町が指定する日（参加資格要件確認結果通知<企画提案書の提出要請>の際に、期日を指定して通知する。）までに辞退届（様式第7号）を担当部署あてに持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）すること。なお、次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 提出期限までに企画提案書が提出されない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- オ プレゼンテーションを無断で欠席したもの。

8. 受託候補者の選定、通知及び公表

(1) 受託候補者等の選定方法

選考委員会は、ヒアリング審査等の結果及び評価要領に基づく評価結果をもとに、合計得点が高い順に最優秀提案者（受託候補者）と優秀提案者（次点者）を選定する。なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、選考委員会の合議により順位を決定する。ただし、総得点の6割以上の点が得られなかった場合は、受託候補者として選定されない。

(2) 審査結果の通知

最優秀提案者及び優秀提案者を選定した結果は、速やかに参加者全員に対し電子メールにより次の事項を通知するものとする。なお、審査結果に対する問い合わせ及び異議申し立ては、一切受け付けない。

- ア 最優秀提案者及び優秀提案者
- イ 評価点数（合計点のみ）
- ウ 優秀提案者にあつては、今後の契約手続きの旨

(3) 審査結果の公表

受託候補者等の選定結果は、厚真町役場掲示場及び厚真町公式ウェブサイト上において次の事項について公表するものとする。

- ア 受託候補者等
（受託候補者及び次点者のみ公表とし、それ以外の参加者名は公表しない。）
- イ 評価点数（合計点のみ）
- ウ 受託候補者の特定理由

(4) その他

選考委員会の議事録及び各選考委員の採点結果は、公表しない。

9. 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

発注者（町）は、受託候補者と本業務について協議を行い、内容について合意のう

え、仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。なお、契約の相手方については、厚真町を経由し、北海道市町村備荒資金組合と受託候補者との契約となる。

なお、企画提案時と比較し、見積額が著しく異なる等不誠実な行為があったときは、失格とする。また、受託候補者が次に掲げる事項に該当する場合には、次点者と協議を行い、協議が整った場合に次点者と契約を締結することとする。

- ① 交渉が不調となった場合
 - ② 地方自治法施行令第167条の4に規定される者に該当した場合
 - ③ その他の理由により契約ができなかった場合
- (2) 契約保証金
要しない。
- (3) 契約書作成の要否
作成を要する。
- (4) 支払条件
本業務の完了（業務完成検査確認）後の一括後払いとし、検査完了後に適法な請求があった日から30日以内に支払うものとする。
- (5) 再委託等の禁止
- ア 本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- イ 本業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面にて発注者の承諾を得なければならない。

10. その他 注意事項等

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (2) 提出書類の作成、提出及びヒアリング審査等の参加費用は参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等の著作権は、原則として参加者に帰属するものとする。
- (4) 提出された書類等は、返却しないものとする。
- (5) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル以外の用には供しない。
- (6) 提出された書類は、プロポーザルの手続き及びこれに関連する事務処理において必要があるときは、複製する場合がある。

厚真町財務会計システム購入公募型プロポーザル評価要領

評価項目及び配点

番号	評価項目	評価内容	配点
1	遂行体制	システム導入を円滑に実施できる適切な執行体制となっており、十分な人員が確保されているか。	10
		総括責任者及び業務担当者が必要な知見、専門知識、ノウハウを有しているか。	
		期間内で実施可能なスケジュール計画となっているか。	
2	実績	過去に同様のシステム導入に取り組んだ経験があり、十分な業務実績があるか。	10
3	システム要件	機能要件を満たしているか。	35
		セキュリティ対策等が明確に示されているか。	
4	データ移行	現行システムからのデータ移行は支障なく行えるか。	10
5	稼働支援・運用保守	操作研修は適切に実施されるか。また、操作にあたってのマニュアルがあるか。	10
		システム導入後のサポート体制、障害発生時の対応などは充実しているか。	
6	見積価格	提案内容に見合った適切な見積価格となっているか。	10
7	独自提案	職員の負担軽減、業務効率化などに係る具体的提案があるか。	15
合計			100